

6月定例月議会における議案に対する意見募集

3 住宅リフォーム補助事業（補正予算）について

住宅リフォーム補助事業については、平成24年度から平成26年度までの3年間にわたり国の緊急経済対策として実施しましたが、申請件数も多く、また、市内建築業者の受注機会の拡大を図るため実施するものです。

この事業についてのご意見を募集します。

1. 目的

平成24年度から平成26年度までの3年間にわたり緊急経済対策として実施してきた住宅リフォーム補助事業について、市内建築業者の受注機会の拡大を図るため、フォローアップとして内容を一部変更して実施する。

2. 内容

市民が所有し、自ら居住している住宅の機能、性能を維持又は向上させるため行う修繕又は補修にかかる工事費の一部を助成する。

対象工事：市内に本社又は本店を有する施工事業者（個人を含む）が行う工事であり、工事費用が20万円以上となるもの

補助率：工事費用の20%

補助限度額：10万円

3. 補正予算額 25,000千円 (財源内訳) 一般財源 25,000千円



浴室のリフォーム前



浴室のリフォーム後

参 考 資 料

1. 補助制度のこれまでの実績

		申請件数 (人)	当選件数 (人)	交付件数 (人)	金額(千円)	
					工事額	補助額
平成24年度 <予算20,000千円>	1回目	296	50	47	58,732	7,969
	2回目	329	69	64	92,321	11,206
平成25年度 <予算40,000千円>	3回目	325	150	139	223,068	24,382
	4回目	357	86	84	100,445	14,879
平成26年度 <予算40,000千円>	5回目	257	150	150	211,199	24,639
	6回目	269	91	91	111,378	14,193
合 計 <予算100,000千円>		1,833	596	575	797,144	97,268

(注)平成26年度分(5回目、6回目)は、当選者全員に事前申請と同じ内容で交付決定した場合の工事額、補助額を記載。